

令和元年第4回箕面市議会定例会 一般質問答弁要旨（令和元年12月28日）

■質問者 内海辰郷議員

■答弁者 健康福祉部 大橋部長

＜施設コンフリクトの解消について＞

①個別事業者からいつ頃どのような形で行政に対し申請や相談があったのか。どのような住居地域にどれくらいの規模のグループホームを設けようとしているのか。またこの事業者は現在、どのような事業を展開しているのか。行政が近隣住民に聞き取りをした際のやりとりはどのようなものだったのか。また、本件が箕面市障害者市民施策推進協議会で議題としてあがった際の中身も説明していただきたい。

＜答弁＞

- ・ 今回、開設を予定されているグループホームは、小野原東2丁目の第一種中高層住居専用地域内の戸建て住宅2棟を活用して、定員10名を計画されている。
- ・ 開設を計画している事業者は、現在、訪問看護事業所を箕面市内で1事業所運営されている。
- ・ 本年4月に事業者から、広域福祉課へ障害者グループホームの開設に伴う相談が、障害福祉室へグループホーム補助金制度に係る問合せがあった。
- ・ 広域福祉課では、事前相談として事業実施予定住居の設備概要を協議し、その後も継続的に事業者からの事前相談を受けていたが、9月中旬に近隣住民への対応に関する相談を受け、グループホーム開設には地域住民の同意は必須ではないものの、今後、地域で事業運営するためには地域の理解や協力が必要となるため、可能な限り丁寧に対応するよう助言した。
- ・ 事業者からは、事業者が9月と10月に地域住民に対して行った説明会では、参加された住民全員からグループホームに反対との意思表示があったと聞いている。
- ・ また、10月下旬に、事業者と地域住民の双方から、グループホームに地域住民が反対である旨の相談が市に寄せられた。
- ・ これを受け、市は11月24日に地域住民に、12月3日に事業者に、市が進めている福祉のまちづくりやグループホームについて説明し、地域住民と事業者それぞれの意見の詳細を聞き取った。地域住民からは、事業者への不信、障害者に対する漠然とした不安等が聞かれ、事業者からは、障害福祉サービスや障害者について学ぶために他事業所を見学していること等を聞き取った。
- ・ 市としては、地域住民に障害者に対する差別にあたる考え方があると捉え、12月9日には、箕面市障害者市民施策推進協議会を臨時で開催し、事実経過の説明と障害者理解の啓発方法等についてご意見をいただいたところである。

②この間、箕面のまちの中に、障害者の働く場、日中活動の場、生活の場はどのように誕生し、まちの中に位置づいてきたのか、公共施設だけではなく、民間の作業所やグループホームなどどこにどれだけあるのかを含めて、すべての施策について明らかにしてもらいたい。

<答弁>

- ・ 本市は、「すべての人が障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくり」を進めており、地域生活を住まいや日中活動、就労などの面から支援するための環境整備に努めてきた。
- ・ 現在、障害者の日常生活を支えるサービス基盤は、市内各所に広がり、生活介護等の日中活動や就労系サービスの場は市内に 27 箇所定員 623 人分、うち民間事業者による設置運営は 22 か所 493 人分、グループホームは 61 箇所定員 201 人分、全て民間事業者による設置運営となっている。
- ・ 地域別にみると、西部に 18 箇所 242 人分、中部に 67 箇所 532 人分、東部に 3 箇所 50 人分となっている。

③障害者のグループホームとは何か、箕面市だけでなく、国や府の見解、補助制度などもお示し頂き、市民の皆様に分かりやすくご説明頂きたい。

<答弁>

- ・ グループホームとは、数名の障害者が、主に夜間に世話人や生活支援員による入浴や排泄、食事などの支援、介護等を受けながら、マンションや一戸建て住宅等で共同生活を行う場で、障害者は一人ひとりの障害特性や生活スタイルに合わせ、障害者が地域社会とのつながりの中で自らが主体的に生活できるよう援助を受ける。
- ・ グループホームの整備に関しては、国の「社会福祉施設等施設整備費補助金」に加えて、箕面市独自制度として、施設や設備の整備と施設の借り上げに対する補助金を設け、事業者の参入を促している。
- ・ なお、市独自の補助は、事業者が運営するグループホームのすべてが市内に所在することや入居者の 4 分の 3 が箕面市民であること等の条件がある。

④グループホームの現状について、市内に存在する障害者のグループホームは何カ所あり、どのような住居形態にどれくらいの障害者の方が住んでいるのか。また事業者はどのような法人が実施され、世話人や生活支援員はどのような方がされているのか。近隣住民とのトラブルや摩擦はあるのか。グループホーム運営協議会で議論されている内容や課題は。

<答弁>

- ・ 本年 11 月末現在、市内には、本市が指定する障害者グループホーム 61 カ所、定員 201 名があり、住居形態と入居者は、戸建て住宅 12 か所に 41 名、集合住宅 42 か所に 101 名、福祉施設等 7 か所に 30 名、合計で 172 名が居住されている。
- ・ 建物所有者の別では、賃貸物件が 56 カ所、事業者所有物件が 5 カ所で、事業者の法人形態は、社会福祉法人が 36、医療法人が 11、特定非営利活動法人が 11、営利法人が 3。
- ・ グループホームの従業者である世話人及び生活支援員は、国の人員基準において、障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有するかたが従事することとされている。
- ・ また、事業者においては、大阪府が主催する「グループホーム等世話人研修」等を受講し、従業者の研鑽に努められている。
- ・ グループホームの近隣住民とのトラブルについては、これまで近隣住民の反対によりグループホームが開設されなかったり、閉鎖したという例は市では聞いていないし、日常生活上のトラブルについても、一般住宅と同様に生活音や声などに対して住民から改善要望が寄せられる例はあるようだが、事業者が真摯に対応し、それぞれに地域との関係を築いて運営されており、地域に溶け込んで暮らすことを念頭に、丁寧な関係づくりを行っておられる。
- ・ お尋ねの「グループホーム情報交換会」については、市内のグループホーム 6 事業者が集まり、自主的に開催されている会で、グループホームの設備、例えばプリンクラーの設置対応や入居者の親亡き後の生活支援に関する悩み事などを共有し、ざっくばらんな情報交換を行っているという。

⑤障害者グループホーム整備の指定基準や条件について、利用者はどのような障害を持っているのか。サービス内容はどのようなものか。運営主体や運営形態についても教えてほしい。管理者や世話人などの人員配置基準や設備基準について教えてほしい。さらにグループホーム開設、運営するための申請手続きの流れはどのようなになっているのか。

<答弁>

- ・ グループホームの利用者は、身体障害、知的障害、精神障害をお持ちのかた及び難病患者のかたで、障害支援区分にかかわらずグループホームの利用が可能。

- ・ サービス内容は、利用者が地域において共同して自立した日常生活を営むことができるよう、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切に行うこと。
- ・ グループホームの運営主体は法人格を有するものとされており、運営形態は、事業者自らが全てのサービス提供を行う「介護サービス包括型」、ホームヘルプサービスの一部を外部委託する「外部サービス利用型」、障害者の重度化・高齢化に対応可能な支援体制を確保する「日中サービス支援型」の3類型となっている。
- ・ 障害者グループホームの指定基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等に規定される人員、設備及び運営基準に基づき審査を行っている。また、建築基準法、消防法その他の関係法令を遵守する必要がある。
- ・ 具体的なグループホームの従業者の配置基準としては、事業所ごとに、管理者を1名、サービス管理責任者を利用者30名ごとに1名、生活支援員を利用者の障害支援区分に応じて配置し、世話人を利用者6名に対し1名以上配置することとなっている。
- ・ 設備基準については、グループホームごとに複数の居室に加えて、居間、食堂、便所、浴室等を備えることとしており、グループホームの立地条件は、住宅地など、利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であること、1グループホームの入居定員は2名以上10人以下であることとなっている。
- ・ 申請手続きについては、まず、事業実施予定住居の設備概要について事前相談を受付け、その後、事業者から提出された事前協議書類の内容について、人員配置や設備が関係法令に照らして基準と合致しているか確認するための事前協議を行う。
- ・ 事前協議が整った後、新規指定申請書類を受付けし、内容審査と現地確認を行い、事業者に対して指定時研修を開催し、グループホームの事業者として新規指定を行う。

⑥どうか、事業者の方も研鑽を積まれ、近隣住民とのこじれた糸をときほどこしていくためにさらなる努力をして頂きたい。行政関係者の丁寧な指導も要請する。

<答弁>

- ・ 障害者グループホームの運営事業者は、利用者が地域で共同し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者の心身の状況並びにその置かれている環境に応じて、日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う必要がある。

- ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ また、事業者には、グループホームでの生活について、必要な援助体制を整える責任があり、そのためにも普段から地域の様々な機関等との関係を大切にしながら利用者の援助にあたるのが重要であると認識している。
- ・ 市では、事業者が、障害者グループホーム運営事業の基本方針や関係法令の主旨を十分に理解し、地域で安定的な事業運営ができるよう指導、助言していく。

⑦ 12月9日に臨時開催された障害者市民施策推進協議会では、実に冷静な議論がなされ、非常に感銘を受けた。特に印象に残ったことを3つ紹介する。

- ・ 平成15年に起こった「パオみのお」移転反対運動の際に学んだことが本当に培ってこられたのかという反省が語られていたこと。
- ・ 今回の事象は施設コンフリクトと呼ぶのがふさわしいのか。施設ではなく障害者の住まいの問題として捉え、近隣住民間の摩擦の問題として解決にあたるべきではないかとの提起があったこと。
- ・ 今回の事象を以下のような悪しき前例とならないようにすべきであるとの指摘があったこと。

(1) 反対運動によって撤退してしまうという事態

(2) 行政や事業者が正攻法で正論を振りかざして施設を設置したものの、入居した障害者がしんどい思いをすることになる

この障害者市民施策推進協議会には、素晴らしい人たちが結集してられるとの思いを強くした。是非ともこの協議会の方々の知恵、経験も活用させて頂き、あらゆる方策を駆使して、人権宣言のまちにふさわしい解決の道筋を見出して頂きたい。

<答弁>

- ・ 箕面市人権宣言は、「すべての市民の人権を尊重する街みのおを育てること」を明らかにしたもので、市はこれまで、一人として人権を踏みにじられることがないよう「人権の街」箕面を守り育てるために、さまざまな施策を展開し、行動してきた。
- ・ 本事案については、議員ご指摘のとおり、「今まさに行動が求められている」と判断し、先にご答弁したとおり、住民、事業者の双方への説明とご意見の聞き取りを行うとともに、人権文化部とも連携し、箕面市障害者市民施策推進協議会に情報提供し助言をいただいたところである。
- ・ 今後、箕面市人権宣言は当然のことながら、議員ご案内のパオみのお移転反対運動に対する平成16年の箕面市人権施策審議会の提言を踏まえ、差別や偏見に対しては毅然と対応するとともに、箕面市障害者市民施策推進協議会をはじめ、他の

グループホーム事業者や障害者団体等の力を結集し、啓発と対話を重ねつつ、あらゆる方策で解決を図り、障害があってもなくても地域であたりまえに安心して暮らす社会の実現をめざしていく。